

# 報道資料

令和2年8月13日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 杉村、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第259号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第383号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年8月12日
- ◎ 実施機関：福祉医療部 医療政策局 疾病対策課
- ◎ 対象行政文書：①広報広聴課長から疾病対策課長宛てに発出した平成30年9月11日付け広号外「県民等からの意見」に係る平成30年9月11日付け供覧文書 ②令和元年6月28日付け起案「奈良公園内及び奈良県が管理する施設の屋外喫煙施設撤去の要望に対する回答について」
  
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 個人（奈良県職員を除く。）の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス及び心身の状況が分かる記述  
イ 奈良県職員のメールアドレス
  - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア 条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため  
イ 上記不開示部分のイ 条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

※審査請求の対象は、上記不開示部分アのうち、個人の心身の状況が分かる記述のみ。

- ◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった不開示部分をすべて開示すべきである。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

健康増進法（平成14年法律第103号）の一部改正に伴い、令和元年7月1日から学校・医療機関等の子ども・患者等が利用する施設（第一種施設）の原則敷地内禁煙化が義務づけられた。第一種施設には地方自治体の庁舎も含まれることから、実施機関では、庁舎付近における受動喫煙対策が進められてきた。本件行政文書は、奈良公園における喫煙・受動喫煙対策について、審査請求人を除いた県民等からの意見に係る供覧文書及び回答に係る起案文書である。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている心身の状況が分かる

記述は、特定施設西側公衆トイレに設置された灰皿に関する投稿意見（以下「本件意見」という。）に記載された投稿者（以下「本件意見投稿者」という。）の身体的症状に関する記述（以下「本件記述」という。）であることが認められた。

実施機関は、本件不開示情報について、開示することで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

実施機関は、本件不開示情報を開示することにより、個人を識別することができる理由について、本件意見には、本件意見投稿者が特定施設に対し当該灰皿の撤去を求める要望書（以下「本件要望書」という。）を送付したことが記載されており、特定施設の職員であれば本件要望書の記載内容と本件意見の内容とを照合することにより、特定の個人を識別することができ、特定施設に対し本件要望書を送付した者が、実施機関に対し意見を投稿した事実や本件要望書を提出した者が身体的症状を有している事実が新たに明らかとなるおそれがある旨説明している。

この点について、当審査会が本件意見を見分したところ、本件意見投稿者が本件要望書を提出したことは記載されていたが、要望書の具体的な記載内容までは記載されていないことが認められた。

本件意見に本件要望書の記載内容が記載されておらず、本件要望書の記載内容が不明である以上、本件意見と本件要望書を照合することで特定の個人を識別できるおそれがあるとする実施機関の説明は憶測に過ぎず、抽象的な可能性を述べるものに過ぎない。

したがって、本件不開示情報を開示することによって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとする実施機関の主張は認められない。

以上のことから、本件不開示情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 3月 31日		
② 決定	令和 2年 5月 29日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 2年 8月 31日		
④ 諮問	令和 2年 10月 28日		
⑤ 経過	令和 3年 1月 29日	第249回審査会	審議
	令和 3年 2月 26日	第250回審査会	審議
	令和 3年 3月 24日	第251回審査会	審議
	令和 3年 4月 23日	第252回審査会	審議